

会 議 録

会議の名称	平成 27 年度第 2 回茨木市総合教育会議
開催日時	平成 28 年 2 月 16 日 (火) (午前 (午後) 2 時 45 分 開会 (午前 (午後) 3 時 25 分 閉会
開催場所	市役所南館 3 階 防災会議室
議 長	木本 保平 (茨木市長)
出席者	木本 保平 (茨木市長) 河井 豊 (教育長)、京兼 幸子 (教育長職務代理者)、 片山 正敏 (教育委員)、篠永 安秀 (教育委員)、 武内 由紀子 (教育委員) 【 6 人 】
欠席者	なし
事務局職員	楚和副市長、大塚副市長、佐藤こども育成部長、 久保教育総務部長、為乗学校教育部長、乾教育総務部次長、 小西政策企画課長、向田政策企画課長代理、 中田政策企画課職員 【 9 人 】
開催形態	公開
議題 (案件)	(1) 開 会 (2) 茨木市教育大綱 (案) について (3) その他 (4) 閉 会
配布資料	(1) 茨木市教育大綱 (案) (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律における「緊急の場合」 の例示 (3) 茨木市総合教育会議運営要綱
傍聴人	2 人

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>1 開会 ただ今より、「平成 27 年度第 2 回茨木市総合教育会議」を開催する。</p>
木本市長	<p>2 茨木市教育大綱（案）について 茨木市教育大綱（案）について、事務局から説明を求める。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【茨木市教育大綱（案）について説明】</p>
片山委員	<p>市長部局、教育委員会、それぞれが教育という目標に向かって連携して取り組むという意味で、総合計画と連動させて、大綱を位置付けたのは市民からみてもわかりやすい。</p>
木本市長	<p>これまでも教育委員会と市長部局の間で意見交換会を開催していたが、これからは総合教育会議でも活発な議論を行いながら施策を進めたいと考えている。</p>
河井教育長	<p>茨木市では、平成 27 年度から総合計画がスタートしており、総合計画における教育に関する部分を大綱に代えることができるという国の見解もあることから、このような形で大綱をつくるのが最もいいのではと考える。 近隣市で本市と同じスタンスをとっている市があれば、教えていただきたい。</p>
事務局	<p>伊丹市が同じスタンスである。</p>
篠永委員	<p>10 ページの総合計画と教育大綱との相関図、上段では、生きる力をつけていく教育を上位に打ち立てながら、核となる確かな学力、それを使う豊かな心、健やかな体を育むという茨木市の教育施策に則った良い体系になっている。 下段では、生まれてから高齢になるまで、勉強していくという茨木市の姿勢がよく表れている。また、茨木市の歴史や伝統を内外に広めていくためにも、それらに親しむという姿勢も表れており、良く練られていると考える。</p>
京兼教育長 職務代理者	<p>一億総活躍社会といわれているが、老いも若きも、みんなが一緒になって次世代を確固たるものとするためには、このような形で教育大綱を策定することは重要である。 また、文化、歴史遺産については、もう少しアピールしたいという気持</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
武内委員	<p>ちもあり、その点が大綱にうたわれており、よくできている。</p> <p>10 ページの関連図では、教育の位置づけがわかりやすくまとめられている。子どもたちが、茨木市に住みつづけたいと思うような市にしていく必要があるし、茨木市を理解し大事にしていくよう伝えていくことも大事である。大綱に言葉で記載しているだけでなく、施策等で実際に取り組んでいけたらよいと思う。大綱としてはいろいろなことが網羅されていて、賛成である。</p>
木本市長	<p>大綱は、矢ではなく的である。的に対し、どのような矢を放っていくかが重要となる。教育委員会と一緒に考えていきたい。</p>
河井教育長	<p>この案を大綱として決定した場合、この大綱にのっとり、教育委員会が事業を実施することになるが、教育委員会では執行状況の点検評価の枠組みが先行している。よって、9 ページに記載されている進捗管理については、教育委員会で行っている点検評価との調整等含め、円滑な形で PDCA が回せるように市長部局でも配慮をお願いしたい。</p>
木本市長	<p>地域に誇りを持てるような教育、日本人としての誇りを子どもたちが持てるような教育を進めてもらえればありがたい。</p>
篠永委員	<p>毎年進捗管理を行うということだが、チェックする範囲は多岐にわたる。メリハリをつけながら、ポイントが浮き上がるような形で行わないといけない。</p>
片山委員	<p>評価の仕方によって、計画がいくてくるかどうかが決まる。数値で見えるような形にするとか、だれが見ても具体的に比較できるような形にしていけたらと考えている。</p>
事務局	<p>今後、実施する予定の施策評価において、示せるものについては指標の設定を行っている。教育大綱における進捗管理については、教育委員会との整合性を図りながら進めていきたいと考えている。</p>
木本市長	<p>この大綱（案）をもって、茨木市教育大綱とする。</p>
木本市長	<p>3 その他 次に要綱について、事務局から説明を求める。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	【要綱と緊急の場合の説明】
篠永委員	緊急の場合とはどのような場合かを位置づけたことで、よりわかりやすくなった。
片山委員	要綱第3の第3項に「緊急を要する場合であって、かつ、教育委員が招集に応じる暇のないときは」と記載されることで、原則、構成員全員出席のもと会議を開催し、それができない場合に限り、2人で開催するという表現になっていると理解している。
武内委員	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4第1項第2号に「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合」と書かれているが、この「見込まれる場合」というのは誰が見込むことになるのか。
京兼教育長 職務代理者	運営要綱の第3の第3項で「市長が」となっているので、判断の主体は、市長が判断するということではないか。
木本市長	最終的な判断は市長ということになる。
片山委員	市長と教育長で開催した会議の結果について、他の構成員への報告はどうするのか。
河井教育長	通常は後ほど報告ということになるが、緊急を要する場合であれば、会議が1回で終わるとは思えない。実務上は、取り急ぎの報告は事務方からすぐに報告することになるが、公式には、次の総合教育会議において報告することになると思う。
片山委員	再度の会議でも報告いただければいいと思う。逐次報告してもらいたい。
京兼教育長 職務代理者	庶務が企画財政部となっているから、事後報告などは企画財政部が行うのか。
事務局	会議録等の作成は企画財政部が行う。取り急ぎの連絡は教育委員会と連携しながら行う。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
武内委員	緊急の場合は、目途が立ってからではなく、進捗状況をできるだけ密に伝えてもらいたい。
木本市長	教育委員会を通じて逐一報告する。 前回、決定させていただいたが、再度、総合教育会議の運営にあたっては、この要綱に基づいて、今後運営する。
木本市長	4 閉会 次回の会議については、日程調整をしたうえで、改めて連絡する。 これをもって、第2回総合教育会議を終了する。 <p style="text-align: right;">以上</p>